

7月の税務

10日(木)

- ・社会保険料の報酬月額算定基礎届の提出
- ・労働保険料の申告・納付
- ・6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- ・納期特例の適用を受けている事業者の源泉所得税の納付(1月～6月分)

31日(木)

- ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請
- ・5月決算法人の申告と納税
- ・11月決算法人の中間申告と納税
- ・8.11.2月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・6月分社会保険料納付

今年も早半年が過ぎましたが、いかがお過ごしでしょうか？
梅雨明け後には厳しい暑さになるかと思えますので、健康には十分にご留意ください。

7月10日締切！労働保険 年度更新とは？

今年も、労働保険の年度更新の時期がやってきました。

これは、事業主の皆様が毎年必ず行う必要のある手続きで、7月10日(木)が申告・納付の期限です。

労働保険の年度更新って何？

労働保険とは、会社で働く皆さんを守るための「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」の総称です。この労働保険には、保険料を計算する際に特徴があります。

それは、まず前年度の賃金の実績に基づいて保険料を確定させ、同時に新年度の見込みの賃金に基づいて保険料を概算で納める、という仕組みになっていることです。

この一連の手続きを「年度更新」と呼びます。

簡単に言えば、昨年度の「答え合わせ」と、今年度の「前払い」を同時に行うようなイメージです。

なぜ年度更新が必要なの？

労働保険料は、原則として労働者の方々に支払った賃金総額に、それぞれの保険料率をかけて計算されます。しかし、年度が始まる時点では、その年度にどれくらいの賃金を支払うか正確にはわかりません。

そこで、まず「概算」で保険料を算出し納付し、年度が終わって賃金総額が確定した後に、実際の賃金総額に応じた「確定保険料」を計算して精算するわけです。

この精算と、次年度の概算保険料の納付を毎年行うのが、年度更新の目的です。

事業主が負担した労働保険料は、税務上、支払った事業年度の損金(費用)として算入されます。

ご不明な点があれば、担当者までご連絡ください。

インボイス制度の経過措置と今後の見直し

インボイス制度については、負担軽減のためのいくつかの経過措置が設けられていますが、その終了時期が迫ってきています。
令和7年中に、今後の対応を検討し始める必要があります。

1. 「2割特例」の終了が近づいています

免税事業者からインボイス発行事業者になった方向けの、納税額を売上税額の2割に軽減できる特例です。

・**終了時期**：令和8年（2026年）9月30日を含む課税期間まで

・**令和7年のポイント**：令和7年中の申告ではまだ適用できますが、この特例の終了後、「本則課税」と「簡易課税」のどちらを選択するのかを本格的にシミュレーションし、検討を始める重要な年になります。

2. 「少額特例」の終了も見据えて

税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が認められる特例です。

・**終了時期**：令和8年（2026年）9月30日まで

（基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者などが対象）

・**令和7年のポイント**：こちらも令和7年時点では適用できますが、終了後の経理処理（1万円未満の取引でもインボイスの保存が必要になる）に備え、社内ルールなどを検討しておくことが望ましいでしょう。

紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。

紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円の

・Amazonギフトカードをプレゼントいたします！

※紹介先のお客様が
顧問契約の場合に限ります。

※詳しくはお問い合わせください。

Instagramを
スタッフが毎日
更新しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください！



URANOKAIKEI